

平成 30 年度 事業計画書

～新たなステージを目指す建設産業の経営基盤づくりを応援～

1. はじめに

平成30年度においては、「中期経営方針（2016～2020）」に基づき、建設産業の大きな課題である「担い手の確保・育成」を引き続き重点的に支援するとともに、「生産性の向上」や「働き方改革」等の新たに求められる課題に対し中小建設企業が対応できる経営基盤づくりを支援すべく、組織全体で取り組んでまいります。

これまで、担い手確保・育成事業の柱として取り組んできた建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業は、最終段階の時期を迎えることから、建設労働者緊急育成支援事業※の訓練拠点と併せ、全国各地の担い手育成基盤が、若者を育成し、定着させる役割を将来にわたり持続的に果たしていけるよう今後の展開を見据えた事業展開を図ってまいります。

本財団が運営主体として準備を進めてきた建設キャリアアップシステムは平成30年度からその運用を開始します。本システムは、建設技能者一人ひとりの就業履歴等を業界統一のルールで蓄積することにより、その能力に合った適切な評価と処遇の改善に繋げていくことを狙いとするものです。現在進められつつある教育訓練の仕組みづくりと相まって、建設技能者のキャリアアップを応援する体制を産業全体として整えることは、人材確保競争において大きな武器となるものであり、国土交通省をはじめ関係各機関と連携し、建設産業界全体の活性化に繋がる活用方策についても検討を進めながら、関係者の理解と協力のもと速やかな普及拡大に取り組んでまいります。

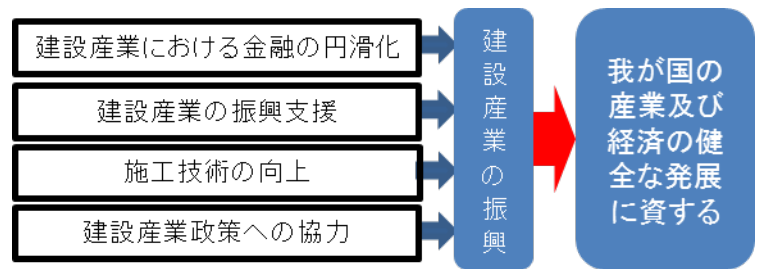
若年者の活躍機会の付与等の観点から技術者制度の見直しが進められる中、施工管理技術検定試験においては、昨年度の2級建築学科試験に加え、2級電気工事学科試験も平成30年度から年2回実施するとともに、2級建築学科試験の3種別を統合して実施します。このほか、本財団が運用している建築施工管理CPD制度においては、新たに建築設備施工系のCPD制度の運用を開始し、建築・設備施工管理CPD制度として技術者のレベルアップ機会の拡充を図ります。また、建設業経理検定においては、高校生等若年者の資格取得促進策の更なる拡充を図ってまいります。

本財団は、平成30年度も引き続き、経営理念に掲げた「すべての人々が活力と魅力を実感できる建設産業の実現」に向け、常にお役立ち度向上をモットーに建設産業の今とこれからの見据え、関係機関との連携を一層強化しながら、各事業を展開してまいります。

※平成30年度の受託は現時点では未確定。

2. 事業の目的と体系

本財団は定款において、建設産業における金融の円滑化、建設産業の振興支援、施工技術の向上等に関する事業を行うとともに、建設産業政策への協力に関する事業を行うことにより建設産業の振興を図り、わが国の産業及び経済の健全な発展に資することを目的に掲げています。



I 建設産業における金融の円滑化

- ① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) / 地域建設業経営強化融資制度 (SN2) P1
- ② 下請債権保全支援事業 P2
- ③ 共同事業等に必要資金の借入れに対する債務保証・助成・融資あっせん P3

II 建設産業の振興支援

(1) 助成事業

- ④ 建設産業活性化助成事業 P4

(2) 経営改善

- ⑤ 建設業経営者の経営力強化 (建設業経営者研修) P5
- ⑥ 建設業経理検定試験・研修 P6

(3) 情報化推進 (CI-NET)

- ⑦ 電子商取引の標準化 P7
- ⑧ 電子商取引の普及推進 P8

(4) 人材確保・育成

- ⑨ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業 P9
- ⑩ 建設労働者緊急育成支援事業 **厚生労働省受託事業** P10
- ⑪ 建設キャリアアップシステムの開発・運営 P11
- ⑫ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 P12
- ⑬ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等 P13
- ⑭ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業 P14
- ⑮ 建設業経理士の支援・育成 (登録建設業経理士制度の運営) P15

(5) 調査研究、広報、情報提供等

- ⑯ 建設産業にかかる総合的な調査研究等 P16
- ⑰ 建設業経理に関する調査研究等 P17
- ⑱ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供 P18
- ⑲ 連携団体職員合同研修 P19

III 施工技術等の向上

- ⑳ 建築／電気工事施工管理技術検定試験 P20
- ㉑ 監理技術者講習 P21
- ㉒ 建築施工能力の維持・向上支援 (建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用) P22

IV 建設産業政策への協力

- ㉓ 建設産業生産性向上支援事業 **国土交通省受託事業** P23
- ㉔ 建設業における女性の働き方改革の推進 **国土交通省受託事業** P24

3. 事業計画

I 建設産業における金融の円滑化	
① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) 【担当部：金融・経理支援センター】 地域建設業経営強化融資制度 (SN2) (金融支援課)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負代金債権の早期資金化を図り、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に、本財団が債務保証を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①公共工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1%) ②社会全体の効用を高める施設に関する民間工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金(保証期間：1年、保証割合：90%、保証料率0.2%) ・事業協同組合等に対し次の助成を行う (SN1)。 <ul style="list-style-type: none"> ①出来高査定費用に対する支援として上限25,000円を助成する。 ②事業協同組合等が新規に本事業を導入する場合、年1回300,000円を3年間助成する。 ③事業協同組合等が事業推進のために要した費用に対する支援として、融資件数に応じて50,000円～300,000円を年1回助成する。 <p style="text-align: right;">(事業の期限：平成33年3月末)</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・保証枠の増額 保証枠の拡充を図るために、利用実績の多い融資事業者への増枠に向けた働きかけ及び新規融資事業者開拓に向けた営業活動を行う。 ・貸付実績の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ①制度未導入の地方公共団体等の制度導入に向けた活動を行う。(営業エリアが広い、北保証サービス、建設経営サービス、建設総合サービス等と連携して地域における発注の実情やニーズを鑑みた重点的な営業を行う。) ②都道府県、市町村等が主催する説明会等の場を活用して事業のPRを行えるよう働きかけを行う。 ③融資事業者と連携し、組合員向け説明会の実施、ダイレクトメールの発送、専用チラシの作成等を通じた更なる活用促進を図る。 ④金融機関との情報交換等を通じて、地元の資金調達ニーズを把握し、活用促進を図る。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・保証枠の拡充及び新規融資事業者の開拓、融資実績の拡大に向けた活動を実施する。

I 建設産業における金融の円滑化	
【担当部：金融・経理支援センター】 (金融支援課)	
② 下請債権保全支援事業	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の保全を図るため、当該債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減（保証料割引助成）及び保証債務の履行による保証ファクタリング事業者のリスク負担の軽減（損失補償）を実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ファクタリング事業者に対し事業ニーズに係る調査を行うとともに、利用促進に向けた意見交換等を行う。 ・関係団体等と連携し、都道府県、市町村等が主催する建設企業向け説明会等の場において、事業 PR を行う。 ・関係団体（専門工事業団体等）に対する周知普及、利用促進活動を行う。 ・本事業の終期が平成 31 年 3 月末まで 1 年間延長されたところ、関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と平成 31 年度以降の事業延長について協議、検討を行う。 <p style="text-align: right;">（事業の期限：平成 31 年 3 月末）</p>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・下請建設企業の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図るため、本事業の普及拡大を図る。

I 建設産業における金融の円滑化	
③ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する 債務保証・助成・融資あっせん 【担当部：金融・経理支援センター】 (金融支援課)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者団体及び事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。さらに、下記①の資金については、借り入れ金利に対して上限 2%を 6 年間助成する。 <ul style="list-style-type: none"> ①共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金 (保証期間：12 年、保証割合 90%、保証料率 0.3%) ②共同購入、共同リース等の共同事業のために必要とする資金 (保証期間：3 年、保証割合 90%、保証料率 0.3%) ③構成員に対し、事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：3 年又は 5 年、保証割合 90%、保証料率 0.3%) 特例措置として、除染作業の運転資金として構成員に転貸融資するために借り入れる資金については、当該業務委託の債権譲渡が図られていることを条件として、上記③の資金として債務保証等を実施する（保証期間：1 年、保証割合：100%、保証料率 0.1% 出来高査定費用助成：上限 10 万円、組合事務経費助成：定額 2 万円、企業事務経費助成：上限 2 万円（措置の期限は平成 31 年 3 月末））。 (事業の期限：平成 33 年 3 月末)
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ① については、新しいパンフレットを活用し、都道府県建設業協会へのアンケート調査結果をもとに、会館等の耐震改修や建て替え等のニーズを踏まえた重点的な営業に加え、教育研修施設等に係る営業等を行う。 ② については、平成 29 年度より開始した、「金融事業に係る有志懇談会」での新たな債務保証活用策の検討をもとに、新しいパンフレットや組合の共同事業等の事例を紹介する「事業協同組合ガイドブック」を活用し、新たな事業展開、既存事業の拡充等を検討する協会、協同組合への営業等を行う。 ③ については、除染作業に係る転貸融資について、融資事業者である福島県建設業協同組合と連携を図りつつ、継続されている除染作業に活用されるよう営業等を行う。また、上記有志懇談会における検討を踏まえ、新たな転貸融資スキームを検討する協会、協同組合への営業等を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者団体の資金調達を支援するため、本事業の利用拡大に向けた活動を実施する。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(1) 助成事業 【担当部：経営基盤整備支援センター】	
④ 建設産業活性化助成事業 (経営改善支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体が自主的に実施する建設産業の活性化に係る調査研究及び研修等に関する事業に対して助成を行い、経営基盤の強化、担い手確保・育成等を通じ、建設産業の活性化の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体（出えん団体、都道府県建設業協会・府県建設産業団体連合会、本財団が特に認める団体）に対し、1団体あたり上限200万円（特別枠を使った場合は300万円）、本財団が特に認める団体の場合は1団体あたり上限150万円とし、事業経費の3/5を助成する。 助成団体の事業の活性化を図るため、平成30年度は生産性向上や働き方改革の推進に関し、実効性のある提案を公募し、選定した事業に対して業務委託を行う。選定件数は4件程度とし、前期・後期に分け募集する。なお、平成30年度は試行的な取り組みとし、事業の有効性を検証の上、継続的な取り組みとするかの評価も行う。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 申請受付及び交付決定 次年度改善の必要等があるか検討実施 委託事業の公募、審査、決定（上期分） 各団体の事業の進捗確認、年度末の報告・精算 来年度の募集 委託事業の公募、審査、決定（下期分）
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象事業は、1) 経営基盤の強化に資する事業、2) 担い手確保・育成、雇用・労働環境改善に資する事業、3) その他事業 特別枠事業については現状の原価管理、処遇改善・雇用労働環境の改善、女性活躍に資する取り組みに加え、生産性向上、働き方改革、担い手確保育成等に資するメニューを検討する。

II 建設産業の振興支援	
(2) 経営改善 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑤ 建設業経営者の経営力強化（建設業経営者研修） （経営改善支援担当部）	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業においては経営層の意思決定が企業に与える影響は特に大きい。このため、中小建設企業の経営者、経営後継者、経営幹部を対象とした研修会を開催し、今後待ったなしに対応が求められる生産性の向上や働き方改革などに的確に対応していけるよう経営管理能力の向上を図るとともに、参加者相互の情報交換・意見交換の場を提供する。 ・ 参加者が自社において経営革新を進める際のヒントを提供する。日本社会の大局的な構造変化や経営革新における着眼点や考え方、実践上の課題や改善点・効果などを提供できるよう工夫を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産性向上、担い手確保育成、働き方改革等をテーマとし、中小建設企業の経営者、経営後継者、経営幹部を対象とした研修会を開催する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の企画検討、講師等の候補者の選定 ・ 他団体等と連携して行う研修の検討 ・ 開催に向けた PR 及び研修会の開催
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加人数目標 70 名（近年は 50 名程度の参加者で推移）。 ・ 企業の生産性向上、担い手確保育成、働き方改革等のテーマを中心に据え、時流に合わせたテーマ設定を行い新規参加の増加を目指す。 ・ 参加人数の増加、会場費等の経費の削減に努め、直接経費ベースで収支均衡を目指す。

II 建設産業の振興支援	
(2) 経営改善 【担当部：金融・経理支援センター】 ⑥ 建設業経理検定試験・研修 （経理研究・試験担当部）	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設企業の経営基盤の強化を支援するため、建設業会計の知識の習得・普及を推進する。 担い手確保の観点から高校生等の資格取得に係る研修等を建設業協会と連携し実施することにより、若年者の建設業界への入職促進を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設業経理士検定試験（1級・2級）を年2回（9月、3月）、建設業経理事務士検定試験（3級・4級）を年1回（3月）、47都道府県において実施する。 建設業経理事務士特別研修を47都道府県で実施する。また、担い手確保の観点から工業高校等の教育機関と連携し、学校単位での特別研修を併せて実施するほか、建設業会計知識の習得・普及等を目的に企業・団体単位での特別研修も実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年9月9日（日）に上期建設業経理検定試験（建設業経理士1級・2級）を実施する。 平成31年3月10日（日）に下期建設業経理検定試験（建設業経理士1級・2級、建設業経理事務士3級・4級）を実施する。 建設業協会等への働きかけ等を通じ、新たな受講料負担軽減策（3級：15,000円→12,000円、4級：10,000円→8,000円）を講じたうえで工業高校等を対象とした特別研修の開催拡大を図る。 高校単位での申込に対して実施している検定試験受験料半額をPRし、若年者の受験拡大を図る。 建設業団体に出向き、企業・団体の研修の一環としての建設業経理事務士特別研修の開催を働きかける。 建設業協会等職員に対する資格取得支援を行う（特別研修及び検定試験）。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県建設業協会との連携をさらに強化し、検定試験及び特別研修の申込者増に繋げる。 検定試験においては、担い手確保の観点から商業高校等からも幅広く申込者を獲得し、一層の申込者数、受験率の向上を図る。 特別研修（一般）の受講者数は2,600名（3級1,200名、4級1,400名）を想定。 特別研修（高校生）は受講料値下げを幅広くPRし、受講者数1,900名（3級600名、4級1,300名）を想定。 特別研修（企業等）は引き続き建設業団体、企業、人材派遣会社に対してPRを行う。 特別研修の総開催回数は約200回を想定（一般（47回×2回＋4回（東京で追加開催））＋高校等90回＋企業等15回）。

II 建設産業の振興支援	
(3) 情報化推進(CI-NET) 【担当部：経営基盤整備支援センター】	
⑦ 電子商取引の標準化 (情報化推進支援担当部)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化評議会として、建設産業における電子商取引を推進し、生産性の向上や経営の合理化を図るほか、契約手順の標準化や契約の徹底などにより建設業の法令遵守を推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設産業における電子商取引等の標準化を推進し、標準ビジネスプロトコルや実装規約のメンテナンスを行う。 ・ 情報化評議会で新たに策定した普及拡大のための「CI-NET 第3次3ヶ年活動計画(平成29～31年度)」に基づき、CI-NETの普及拡大のための方策を構築する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省が進める施策に対応した、CI-NET仕様・運用を検討する。 ・ 電子契約を行った場合の電子納品等の運用が円滑に行えるよう、取り扱い方策の策定及び公共発注者への周知を行う。 ・ CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョンを検討する。 ・ CI-NET 導入の障壁を下げるため、安価で簡単な導入及び運用の手法を検討する。 ・ 各企業の原価管理等の社内システムとのスムーズな連携を図るため、業務パッケージベンダー及びCI-NET サービスベンダーとの協議を行う。 ・ 設備工事関連の見積業務におけるCI-NET電子商取引の運用拡大を推進する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョンのデータ項目を確定する。 ・ 設備見積業務の Ver.2.1 試行運用を開始する。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(3) 情報化推進(CI-NET) 【担当部：経営基盤整備支援センター】	
⑧ 電子商取引の普及推進 (情報化推進支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業全体の生産性の向上や経営の合理化を図るほか、建設業の法令遵守を推進させるため、電子商取引の一層の普及・拡大を推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 電子商取引説明会や勉強会、企業への個別支援などを実施し、電子商取引の理解と関心を深め、電子商取引導入企業の増加を図る。 電子商取引に必要な企業識別コード及び電子証明書を適切に発行する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 「CI-NET 第3次3カ年活動計画（平成29～31年度）」に基づき、CI-NETの普及・拡大に向けた各建設業関係団体との意見交換を実施する。 電子商取引説明会等の開催により、首都圏を中心とした中堅ゼネコン及び各地域の有力ゼネコンに対する積極的な普及活動を実施する。 電子商取引説明会等に参加した企業のフォローを実施する。 CI-NET導入済みゼネコンの電子化率向上及び出来高請求業務拡大に向けた活動を推進する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> CI-NETの普及・拡大に向けた「CI-NET 第3次3カ年活動計画（平成29～31年度）」で設定した目標を達成する。 (ゼネコン導入企業数：3ヶ年間で10社以上増加、CI-NET利用の電子商取引実施企業数：平成31年度末で12千社以上) 電子商取引説明会を6箇所で開催し、普及促進を図る。 ゼネコン以外の発注側企業（専門工事業等）に対する積極的な普及活動を推進する。

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑨ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業

(人材育成支援担当部)

(地域連携ネットワーク支援担当部)

事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体、行政、教育機関、職業訓練施設等の関係機関が一体となって、建設産業における担い手の確保・育成に取り組んでいく体制を構築することにより、若年者の入職促進、育成のための事業を具現化、実行していく。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 教育訓練の実践的な役割を担う富士教育訓練センター等と連携を図り、充実した教育訓練の実践、教育訓練をはじめとした担い手確保・育成に資する提案、担い手確保・育成に係る広報等、中核的な役割を果たすための事業を実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> アクションプログラム（第5版）を策定し、これに基づき各事業を推進する。 引き続き、地域連携ネットワークの構築に係る支援を実施する（地域連携ネットワーク構築支援先：42件（平成29年度末現在））。 プログラム・教材等ワーキンググループにおいて策定した職業能力基準（案）の普及促進を図るとともに、新たな職種における職業能力基準（案）の策定に向けた検討を行う。 教員免許更新制における選択領域講習について、複数地区において講習を開催する。 建設関連職業訓練校等連絡会議の開催等を通じ、全国の職業訓練校等における情報交換及び情報共有等によるネットワークの構築を図る。 地域連携ネットワーク意見交換会及び成果報告会を開催する。 平成26年10月に設置し、概ね5年間としたコンソーシアムは最終段階を迎えることから、全国各地の担い手育成基盤が将来にわたり持続的に活動し、入職した若者が定着するよう展開を図る。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> アクションプログラム（第5版）に基づき各事業を実施する。 厚生労働省 建設労働者緊急育成支援事業や、建設キャリアアップシステムなど、関連諸事業との連携を図る。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑩ 建設労働者緊急育成支援事業 (人材育成支援担当部) (厚生労働省受託事業)	
事業の ねらい・効果	建設産業において、若年入職希望者に対する人材育成の支援体制の整備が急務となっており、離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、求職者の募集から職業訓練、就職支援までを一連のパッケージとして実施することにより、とび、型枠、鉄筋等の躯体系職種等における建設技能労働者の確保に対応する。(技術職及び他の技能職種についても地域のニーズに応じて柔軟に対応) ※平成 27 年度から 5 年間の時限措置
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本財団に中央拠点を設置するとともに、本事業を全国において実施するため、地域の総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校等に地方拠点を設置する(地方拠点数：23 箇所(平成 29 年度末現在))。 ・地方拠点には、本財団が雇用する職員を地方駐在の専任職員として配置するとともに、地域の建設業団体や職業訓練校、教育機関等から構成される協議会(既存の協議会等の活用も想定)と連携して、各地域の状況に即した効果的な事業運営を図る。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地方拠点の継続及び拡充(地方拠点の事務所賃貸借契約締結、専任職員の採用等) ・求職者(訓練生)を求人することが見込まれる建設企業及び建設産業団体のニーズ調査 ・職業訓練の実施方針(対象職種、実施期間、カリキュラム等)の作成 ・職業訓練に係る業務委託契約の締結 ・求職者募集業務の実施 ・職業訓練業務の実施 ・就職斡旋業務の実施 ・職業訓練等における既存プログラムの調査及び体系化に関する研究、整備
取組目標	募集：1,000 名、訓練修了者：訓練参加者の 90%、新規入職者：訓練修了生の 70%

※ 平成 30 年度の厚生労働省の委託事業であり、現段階においては、受託未確定。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：建設キャリアアップシステム運営準備室】 ⑪ 建設キャリアアップシステムの開発・運営	
事業のねらい・効果	建設技能者の就業履歴や保有資格、講習受講履歴などの実績を、業界統一のルールで、技能者に配布する IC カードを通じてシステムに蓄積することにより建設技能者の適切な評価、処遇改善及び技能の研鑽を官民一体で進めるための基本的なインフラとして建設キャリアアップシステムを構築する。
事業内容	平成 30 年 10 月からの建設キャリアアップシステムの本稼働に向けて、システム開発を進めるとともに平成 30 年 4 月から開始する技能者登録・事業者登録の推進を図る。
事業計画	建設キャリアアップシステムの本体開発を進めつつ、運営協議会を開催し、現場運営に向けた最終確認を行い、本体システム開発後の円滑かつ安全な運用を図る。また、本システムのシンボルマークや各種媒体を用いて、国土交通省・関連団体とも連携し、本システムの活用・普及を推進する。
取組目標	運用開始初年度で 100 万人の技能者の登録、5 年で全ての技能者の登録を目指す。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】	
⑫ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 (人材育成支援担当部)	
事業の ねらい・効果	建設産業人材確保・育成推進協議会の事務局として建設産業界への若年者の入職促進及び担 い手確保・育成に向けた活動を引き続き展開する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・私たちの主張及び高校生の作文コンクールの実施、建設業界ガイドブックの作成・配布、18 歳のハローワーク（若年者に対する情報提供資料）の拡充、人材協全国担当者会議の運営 ・「建設現場へGO！」の拡充、子ども霞が関見学デーへの参加
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・私たちの主張等の募集開始（6月） ・募集締め切り・審査（8月） ・優秀作品の表彰（10月） ・子ども霞が関見学デーへの参加（7月） ・全国担当者会議の開催（1月～2月） ・運営委員会の開催（3月）（平成31年度計画の策定） ・学校キャラバンの実施（随時） ・建設業界ガイドブックの配布
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「私たちの主張」等の実施 建設産業の従事者の意識高揚や建設業のイメージアップを図るため、建設産業就労者を対象 とした「私たちの主張」及び高校生を対象とした作文コンクールを実施する。 ・「建設業界ガイドブック」の発行・配布 高校生等に建設産業を紹介する「建設業界ガイドブック」を工業高校やハローワーク等へ配 布する。 ・「18歳のハローワーク（若年者に対する情報提供資料）」 入職前の若年者を対象とした入職促進に資するウェブコンテンツ「18才のハローワーク」の 拡充を図る。 ・学校キャラバンの実施 小学校、中学校、高等学校を訪問し、建設産業の魅力を直接語りかける学校キャラバンを実 施する。 ・「人材協全国担当者会議」の開催 全国の建設業協会や専門工事業団体等の人材確保に向けた優良な取組事例の紹介や意見交換 を行う会議を開催する。 ・「戦略的広報推進協議会活動」 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業に連動し、担い手確保・育成に関する総合コ ンテンツ「建設現場へGO！」において各種情報を発信するほか、コンテンツの充実を図る。 また、子ども霞が関デー等への参加などにより効果的な広報活動を展開する。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑬ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等 (人材育成支援担当部)	
事業のねらい・効果	登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として、登録基幹技能者の更なる普及・活用を目指した周知活動等を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者パンフレットの改訂等を行い、周知活動等に活用する。 ・登録基幹技能者が建設業法に規定する主任技術者の要件の1つとなったことをさらに周知していくとともに、登録基幹技能者の更なる評価向上へ向けた以下の要望活動を展開する。 <ul style="list-style-type: none"> i 登録基幹技能者が総合評価制度において活用されるよう、公共発注者への要望 ii 優秀職長制度等において登録基幹技能者が評価されるよう、総合工事業者ならびに総合建設業者団体への要望 ・運用が予定されている「建設キャリアアップシステム」と連携を図り、技能者データベースの充実を図る。 ・登録基幹技能者数：33職種 42団体、56,977名（平成28年度末現在）
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者推進協議会等の開催（5月開催予定）・・・平成29年度の事業報告・決算の承認、平成30年度の事業計画、収支予算の決定について等 ・運営委員会の実施（3月開催予定）・・・平成30年度の事業報告（案）の検討、平成31年度の事業計画（案）・収支予算（案）の検討について ・その他・・・公共・民間発注者への周知活動、登録基幹技能者パンフレットの改訂、各運営団体のサポート等
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者制度の展開に向け、地方公共団体や独立行政法人などの公共発注者や総合工事業者等に対して、登録基幹技能者制度の周知活動を行い、総合評価及び元請企業における活用の拡大を図る。 ・登録基幹技能者ガイドブックの改訂を行い、制度の周知と活用に努める。 ・登録基幹技能者数 60,000 人を目標とする。 ・「建設キャリアアップシステム」へ登録する登録基幹技能者数 25,000 人を目標とする。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】	
⑭ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業 (人材育成支援担当部)	
事業の ねらい・効果	建設産業分野における国際貢献の一環として、発展途上国の建設産業に貢献できる人材の育成を図るため、我が国の技能等の移転を図り、当該発展途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした「外国人技能実習制度」の監理団体として事業を実施するほか、緊急的かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受入を行う「外国人建設就労者受入事業」の特定監理団体として事業を実施する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が平成29年11月から施行されたことを踏まえ、監理団体として厳格で適切な対応を執るとともに、実習生受入れ企業に的確な情報を提供し、新制度の普及を図る。 ・例年通り、ベトナム、ミャンマー、中国を中心とした技能実習生、建設就労者の受入れを実施するとともに、フィリピン、インドネシア等の新たな送り出し国との提携について検討を進める。 ・巡回訪問等を通じて、幅広く受入企業のニーズ、評価等についてのヒアリングを行い、内容を把握・分析し、それに対応したサービスを提供する。 ・制度の監督機関である外国人技能実習機構と連絡を密にしていくとともに、建設業界における当財団の使命に鑑み、外国人技能実習機構に対して新制度に関する意見具申等を行っていく。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、7月、10月、1月に技能実習生及び就労者（再入国）の募集を実施する。 ・入国後の国内講習を効率的に実施する。 ・法令に従った受入企業への巡回の際に、技能実習生との面談、宿舍訪問等を積極的に行うことにより、失踪等の防止に努める。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人技能実習制度の見直しに適切に対応する。送出し機関・実習実施機関（受入企業）との役割分担について整理を行い、適正な実習を実施する。 ・技能実習法等に基づき、監理団体としての責務を一層的確に果たすとともに実習実施機関に対するサービスの向上を図る。 ・外国人建設就労者受入事業については現状の実習実施機関を中心に実施するとともに、就労が可能となる第2号技能実習修了者（3年の実習が修了した者）に対する建設就労者受入事業への誘導も積極的に行う。 <p>【目標受入数】</p> <p>（技能実習生）新制度：新規10社・25名、資格変更36名 旧制度：31名</p> <p>（建設就労者）新規受入：32名、29年度以前に受入：88名</p>

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：金融・経理支援センター】 ⑮ 建設業経理士の支援・育成 (経理研究・試験担当部) (登録建設業経理士制度の運営)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・1級及び2級建設業経理士を対象とした自己啓発のための継続学習制度である「登録建設業経理士」制度を運営し、建設業経理士の能力の維持向上を図る。 ・登録建設業経理士に対して、登録建設業経理士専用ウェブサイト（以下：ウェブサイト）、メールマガジン、スキルアップセミナー等を通じて、最新の税・財務等の会計知識をはじめ実務スキルの向上に資する様々な情報を提供する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全国主要都市において登録講習会（上期、下期）を開催する。 ・登録建設業経理士に対するサービスの充実・提供を図る。 <ol style="list-style-type: none"> ① 登録建設業経理士へのメリット拡大のため、ウェブサイトの充実、2級登録更新者（1級を受験しない者）に対する講習カリキュラムの検討等を行うとともに、建設業経理検定級毎の能力や職務上の役割などを明確にし、対象者に対応した各研修や情報発信を行う。また、経理検定試験の内容や位置づけ等についての検討を行う。 ② 登録建設業経理士が無料で参加できるスキルアップセミナーを、(一財) 建設産業経理研究機構（以下：機構）と協力し、全国主要都市で開催する。 ③ ウェブサイトにスキルアップセミナーの講習内容を収録・編集した動画をアップする。 ④ 機構が実施する実務セミナーに登録建設業経理士が参加する場合、特別割引価格で受講できるよう助成する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・全国主要都市において登録講習会を55回程度開催する。 ・登録建設業経理士が無料で参加できるスキルアップセミナーを機構と連携して全国主要都市で10回程度開催する。 ・ウェブサイトやメールマガジンを通じた情報提供の継続的な実施及びQ&Aコーナー等の開設などウェブサイトの充実を図る。 ・機構が実施する実務セミナーに登録建設業経理士が参加する場合の受講料助成を行う。 ・登録建設業経理士の属性（年代、勤務先等）を把握し、登録建設業経理士を雇用している企業を当財団HPで公開する。 ・建設業経理検定試験制度の創設時から建設業会計を取り巻く環境等は変化していることから、企業経営者や学識経験者による委員会を設置し、建設業経理士（経理事務士）が建設企業において担当している業務や果たしている役割について検証する。これを踏まえ、今後、各級の建設業経理士（経理事務士）に求められる能力や役割等について検討し、より時代のニーズに合った資格とするための見直しの方向を明らかにする。また、登録建設業経理士が経営において、その役割を果たしていくために、どのような情報提供等をすべきか検討することとする。 ・平成29年度に引き続き登録建設業経理士メリット拡大や更新者に対するカリキュラム等について、定期的に外部講師等を含めた検討会において検討を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登録建設業経理士の年間登録人数を1級・2級合わせ、1,200名を目標とする。（上期、下期合わせ55回程度の開催を目標とする） ・登録者のメリット拡大のため、次の通りサービスを充実する。 <ol style="list-style-type: none"> ① ウェブサイトの充実（eラーニング構築に向けたコンテンツの開発及びQ&Aコーナーの充実、電子書籍版「建設業の経理」のバックナンバー掲載） ② 登録建設業経理士に対してスキルアップセミナー及び機構が主催する実務セミナーのPR等を充実させ受講者数を増加させる。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等	
【担当部：企画広報部及び各部】	
⑯ 建設産業にかかる総合的な調査研究 等	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設産業に関する調査研究等を通じて、建設産業振興策の立案等に活用する。 ・ 本財団の事業促進に関連する団体等との協力体制を強固にし、施策の連携及び高度化を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する各種の調査研究等を行う。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域建設業が地域の守り手としての役割を引き続き担っていく上での諸課題（事業承継や複数企業によるインフラ維持管理体制等）についての検討 ・ 各種施策の立案・検討において不可欠な建設産業関係諸データにつき、ポータルサイトの開設・運営等を通じた情報提供の実施 ・ 工業高校生の入職・定着促進に関する調査研究の実施 ・ 建設産業市場整備の推進支援
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究及び検討の成果がより早く発現するよう、本財団の各部門はもとより、関係する諸機関との緊密な連携を図る。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等 【担当部：金融・経理支援センター】 ⑰ 建設業経理に関する調査研究等 (経理研究・試験担当部)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の建設業の経営力強化を図るため、中小建設企業が適用すべき会計処理等を示すとともに関連した財務情報等を提供する。 ・税財務講習会の内容を（一財）建設産業経理研究機構（以下：機構）が企画するスキルアップセミナー及び実務セミナーと連携し、各講習の再構成を行う。 ・中小・零細企業向けの働き方改革等（特に女性の総務・経理担当者向け）に資するメニューを検討する。 ・建設業経理検定級毎の能力や職務上の役割などについて、機構と連携して引き続き調査研究を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中小・零細建設業の経営改善等に資するテーマを設けて各都道府県建設業協会と連携し、税財務講習会等を実施する。 ・建設業経理検定級毎の能力や職務上の役割などについての調査研究を平成 29 年度に引き続き行う。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業団体と共催して税財務講習会等を実施する。 ・各種講習会の再構成を検討する。 ・建設業経理検定級毎の能力や職務上の役割などについて、引き続き調査研究を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・税財務講習会（都道府県建設業協会との共催）は 15 回の開催を目標とする。 ・建設業経理検定級毎の能力や職務上の役割などについてとりまとめる。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等 ⑱ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供 【担当部：企画広報部及び各部】	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業経営に資する情報の提供を行うことにより建設企業の経営改善等を促進する。 ・本財団が実施する事業及び建設企業や建設産業団体等の活動についての広報を行うことにより、建設産業を国民にとってより身近なものとし、国民と建設産業界を繋ぐ橋渡しの役割を果たす。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業しんこう」の発行（全10号、7・8月号と12・1月号は合併号）及び「しんこうWeb」による情報提供 ・入職促進に資する若年者等を対象としたウェブサイト、ガイドブック等による情報発信 ・ウェブサイトやパンフレット等を活用した各事業の広報・情報提供
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業しんこう」を年間10回発行するほか、ウェブサイトの改修及び内容の充実を図る。 ・「建設産業人材確保・育成推進協議会」、「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」と連動し、若年者の入職促進、担い手の確保・育成に関するウェブサイト「現場へGO!」や「18歳のハローワーク」の内容更新及び「高校等キャラバン」等、各種イベントの実施に係る情報を適時・的確に提供する。 ・建設産業団体における団体間の情報共有を促進するため、担い手の確保・育成をはじめとする各建設産業団体の取組事例をデータベースとしてウェブサイトで紹介する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業しんこう」の分かりやすく魅力的な誌面構成の検討及びウェブコンテンツのタブレット端末対応等により、更なる内容の充実等を図り、建設企業の経営改善等に資するとともに国民と建設産業を繋ぐ橋渡しとしての役割を果たす。 ・ウェブサイト、パンフレット等の内容の充実と見やすさ・分かりやすさの追求をしていくとともに、各事業の実施及び成果に関する情報提供の頻度向上を図る。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等	
【担当部：企画広報部及び各部】	
⑱ 連携団体職員合同研修	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体の事務局職員の合同研修の開催を通じ、職員の資質向上及び研鑽、相互理解の促進を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 本財団に対する出えん団体をはじめ、各都道府県建設業協会事務局職員（支部職員等を含む）を対象とした2日間の研修を実施する。 建設産業政策の動向や建設産業団体事務局における実務等に資する知識等（企業経営支援、広報、法務、会計・税務等）に関する研修を実施するとともに、建築物や公共土木施設等の見学を実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 研修参加者アンケートの調査結果を参考に、開催時期・場所を含め企画内容を検討した上で実施する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> グループワークなど、参加者相互の交流促進の観点を踏まえた研修内容を企画し、実施する。 研修実施後のアンケート調査等を踏まえ、より受講者満足度の高い研修会の企画内容を検討し、継続的な研修会の実施に繋げる。

Ⅲ 施工技術等の向上	
<p style="text-align: right;">【担当部：試験研修本部】</p> <p>⑳ 建築／電気工事施工管理技術検定試験 (試験管理・講習部／建築試験部／電気試験部)</p>	
事業のねらい・効果	技術検定試験の実施を通じ、施工管理技術者の確保・育成を図り、建設業の施工技術の向上に寄与する。
事業内容	<p>国土交通大臣の指定試験機関として、建設業法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき次の技術検定試験を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築施工管理技術検定試験（1 級及び 2 級） ・ 電気工事施工管理技術検定試験（1 級及び 2 級）
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級学科試験の実施（平成 30 年 6 月 10 日（日）） ・ 1 級実地試験の実施（平成 30 年 10 月 14 日（日）） ・ 2 級学科試験(前期)の実施（平成 30 年 6 月 10 日（日）） ・ 2 級学科試験(後期)及び学科・実地試験の実施（平成 30 年 11 月 11 日（日）） ・ 2 級建築・電気工事施工管理技術検定学科試験の年 2 回化への対応 ・ 2 級建築施工管理技術検定学科試験の種別統合化(種別廃止)への対応 ・ 試験実施回数増に伴う審査体制の強化等
取組目標	<p>(1) 建築・電気工事施工管理技術検定試験の適確な実施・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 級施工管理技術検定学科試験の年 2 回化等（建築は種別統合化、電気は初年度）に伴い、申込審査、試験問題の作成等、適確な実施運営を行う。 ・ 平成 30 年度 2 級建築・電気工事施工管理技術検定学科のみ試験の合格発表について、前期は企業の「求人票」の解禁（7 月 1 日以降）を考慮し 7 月上旬、また、後期は（一社）全国工業高等学校長協会主催の顕彰制度であるジュニアマイスター（特別表彰）の申請期間に考慮し 1 月下旬に実施する。 <p>(2) 施工管理技術者の確保・育成に資する受験者の利便性向上・拡大策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験者への情報提供等のツールである受験者マイページについて、登録者数を増やし受験者の利便性向上を図るため、登録しやすいよう受検票に二次元コードの印字等を行う。（マイページ機能）①会場案内、②合否確認、③住所変更届、④受験地変更届 等 ・ ネット申込は願書購入が不要となるため、再受験者に対し、受験者マイページを通じてネット申込の利便性を周知するとともに、利用率の向上に繋げる。 <p>(3) 平成 30 年以降の次の取組について、国土交通省と連携した検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級学科試験の早期受験化、及び 1 級の受検資格緩和に向けた検討等を行う。 ・ 若年層の建設業界への入職促進、及び高水準にある離職率を抑制するため技士補制度（仮称）の導入に向けた検討等を行う。（資格取得への意識醸成とモチベーション向上） <p>(4) 工業高校生の入職・定着促進に関する調査研究の実施（企画広報部等と連携して実施）</p>
備考	<p>受験見込者数</p> <p>【建築（1・2 級合計）】 95,206 名（平成 29 年度実績） → 96,000 名（平成 30 年度推計）</p> <p>【電気（1・2 級合計）】 45,926 名（平成 29 年度実績） → 46,000 名（平成 30 年度推計）</p>

Ⅲ 施工技術等の向上	
<p>⑳ 監理技術者講習</p> <p style="text-align: right;">【担当部：試験研修本部】 （試験管理・講習部）</p>	
事業のねらい・効果	建設工事の適切な施工を確保する上で重要な役割を担う監理技術者を対象に、最新の法律制度、施工管理及び建設技術に関する講習を実施し、施工技術の維持向上を図る。
事業内容	国土交通大臣の登録講習実施機関として、建設業法第 26 条第 4 項に基づく、監理技術者講習を全国において実施する。
事業計画	<p>(1) 講習予定回数 1,860 回（対面 70 回・テレビ 1,790 回） （開催予定都市：47 都道府県、約 260 会場において開催）</p> <p>(2) 受講者推計 52,500 名</p>
取組目標	<p>【年間目標】受講予定者数 52,500 名</p> <p>(1) 受講者数拡大による収入増加策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業団体と連携し P R チラシの配布及び協力体制の強化を図る。 ・企業申込データ等を分析して出張講習の営業強化を図る。 <p>(2) 地区別受講者データ分析を実施して、次年度以降の効果的な事業計画を策定</p>
備考	<p>受講者推計</p> <p>平成 29 年度計画 41,000 名 → 平成 30 年度推計 52,500 名</p>

Ⅲ 施工技術等の向上	
⑳ 建築施工管理能力の維持・向上支援事業 【担当部：試験研修本部】 (建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用) (試験管理・講習部)	
事業のねらい・効果	建築施工管理分野の技術者が自主的に能力を研鑽する継続教育（CPD）制度を通じ、技術者の技術力の維持・向上を図る。
事業内容	既存の建築 CPD 情報提供制度等と連携し、建築・設備施工管理 CPD 制度を運用する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度の参加者数増大及び実績証明書利用拡大に向けた普及活動の推進 ・ 建築設備施工系 CPD 制度の運用開始と普及の推進 ・ 建築施工管理プログラムの開発
取組目標	<p>【年間目標】 平成 30 年度参加者累計 6,000 名 (1,500 名（建築系 1,000 名、設備系 500 名）の年度内増加を目指す。)</p> <p>(1) 制度参加者の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業協会の建築部会等と連携して CPD 制度の周知普及を図る ・ 制度参加の周知チラシのリニューアルを実施 <p>(2) 発注機関への制度利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当制度の実績証明書活用拡大に向けた活動の実施 <p>(3) 建築設備施工系 CPD 制度の運用開始と普及の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度より、電気工事と管工事の施工管理技術者を対象資格者として追加し、設備系参加者の増加、及び設備系プログラムの充実を図り、本制度の普及推進を行う。 <p>(4) 施工系プログラムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪建設業協会の協力を得て更なる映像プログラムの構築
備考	(平成 30 年 1 月 31 日現在) 参加者累計 4,289 名 → 平成 30 年度参加者累計推計 6,000 名

IV 建設産業政策への協力	
⑳ 建設産業生産性向上支援事業 (国土交通省受託事業) 【担当部：経営基盤整備支援センター】 (経営改善支援担当部)	
事業のねらい・効果	<p>本事業は国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課の委託事業であり、平成 23 年度より類似の業務を継続的に受託してきた実績がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業支援では、本年度の事業テーマである地域建設産業における多能工化の実現可能性および汎用性の高い事業を支援することから、事例集等の作成により建設業界に幅広く参考となる事例や情報等について発信する。 ・地域建設産業における多能工化に沿った調査研究等を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域建設産業における多能工化のモデル性の高い取組を行う事業を選定し、支援を実施する。 ・地域建設産業における多能工化に関する調査研究等を行う。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始に伴う PR 活動を実施するとともに、必要に応じて事業説明会を開催する。 ・支援対象選定のため全国審査会を開催する。支援予算の残余状況によっては、追加で全国審査会を開催し支援対象の選定を行う。 ・支援選定企業の事業進捗状況、書類等の整備状況の確認のため現場調査を実施する。 ・支援の効果測定のため、アンケート調査を実施する。 ・次年度の事業実施に向け国土交通省と方向性等の検討を行う。 ・地域建設産業における多能工化に沿った調査研究等を行い多能工化に関する手引等を作成する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル性の高い取組を支援することを通じ、建設企業の生産性向上の参考となることを目標とする。 ・他の建設企業の参考となる手引等を作成する。

※ 平成 30 年度の国土交通省の委託事業であり、現段階においては受託未確定。また、本事業の制度設計も未確定であり事業計画等は現時点での想定である。

IV 建設産業政策への協力	
⑳ 建設業における女性の働き方改革の推進 (国土交通省受託事業)	【担当部：経営基盤整備支援センター】 (人材育成支援担当部)
事業の ねらい・効果	<p>本事業は国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課の委託事業であり、本財団では平成 27 年度及び平成 29 年度に同様の業務を同局建設業課より受託した実績がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 8 月に国土交通大臣と建設業 5 団体との間で取り決められた「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」に基づき、5 年以内に建設業で働く女性を倍増することを目指し、官民を挙げた取り組みを行っている。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設業における女性の働き方改革を通じてさらなる女性活躍を推進すべく、女性の入職・定着、育休後に復職しやすい職場環境への改善等に取り組む企業や団体に対するコンサルティング等を通じた課題解決のための支援を実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○女性を採用する建設企業の裾野を拡げ、定着を促進するためのコンサルティング等の実施 ・女性になじみやすい技能職種にターゲットを絞った企業経営者向けのワークショップの開催を通じて女性採用までの道筋を描いてもらうことや、社内規則及び体制整備、次世代育成支援対策推進法に基づき厚生労働省が仕事と子育てに取り組む企業を認定する「くるみんマーク」の取得支援等のコンサルティングを行う。 ○建設業で働く女性ネットワークへの継続的なフォローアップ ・同じ地域や職種などにより構成される女性ネットワーク同士を繋げていく取組として、地域や事業の種別を超えた女性同士の連携や交流の場を提供する。 ○情報発信の強化 ・既存のコンテンツ（ウェブサイト：「建設現場へ GO!」、「建設現場で働く女性がカッコイイ」など）の拡充、映像媒体を含めた情報発信の強化
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度は上記の「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」に掲げる目標期間 5 年のうちの 4 年目に該当するため、より実効性の高い取り組みを推進することとする。

※ 平成 30 年度の国土交通省の委託事業であり、現段階においては、受託未確定。

平成 30 年度 事業計画書

～新たなステージを目指す建設産業の経営基盤づくりを応援～

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 4-2-12

電話：03-5473-4570

URL <http://www.kensetsu-kikin.or.jp>

